第一号イの⑹中「介護福祉士」の下に「、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十五号）附則第二条第二項の規定により行うことができることとされた同法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号の指定を受けた学校又は養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）」を加え、同イの⑺中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者」を加え、同イの⑼中「以上である者」の下に「及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等を必要とする者」という。）」を加える。

第八号中「第14の13の注」を「第13の13の注２」に、「第15の11の注」を「第14の11の注」に、「第16の12の注」を「第15の12の注」に改め、同号イ中「就労移行支援事業又は」を削り、「以下」の下に「この号において」を加え、同号ハの⑴を削り、同ハの⑵中「第15」を「第14」に改め、同⑵を同ハの⑴とし、同ハの⑶中「第15」を「第14」に改め、同⑶を同ハの⑵とし、同ハの⑷中「第16」を「第15」に改め、同⑷を同ハの⑶とし、同ハの⑸中「第16」を「第15」に改め、同⑸を同ハの⑷とし、同号を第三十六号とし、同号の次に次の六号を加える。

三十七　介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十八　介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十九　介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十　介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

四十一　介護給付費等単位数表第16の９の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

四十二　介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

第七号中「第９」を「第８」に、「十五点」を「八点」に改め、同号を第二十四号とし、同号の次に次の十一号を加える。

二十五　介護給付費等単位数表第９の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十六　介護給付費等単位数表第９の12の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十七　介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十八　介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十九　介護給付費等単位数表第11の９の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十　介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十一　介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十二　介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十三　介護給付費等単位数表第13の13の注１の厚生労働大臣が定める基準

イ　移行準備支援体制加算(Ⅰ)

算定対象となる利用者が、利用定員の百分の五十以下であること。

ロ　移行準備支援体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)　就労支援単位（就労移行支援事業の訓練が三人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。以下この号において同じ。）ごとに実施すること。

(2)　移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者が、利用定員の百分の七十以下であること。

(3)　一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第13の１のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四　介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十五　介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

第六号イの⑹中「介護福祉士」の下に「実務者研修修了者」を加え、同イの⑺中「五年以上の実務経験を有する」の下に「実務者研修修了者」を加え、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同イの⑼中「以上である者」の下に「及び喀痰吸引等を必要とする者」を加え、同号を第十二号とし、同号の次に次の十一号を加える。

十三　介護給付費等単位数表第４の５の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十四　介護給付費等単位数表第４の６の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十五　介護給付費等単位数表第５の６の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十六　介護給付費等単位数表第５の７の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十七　介護給付費等単位数表第６の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

十八　介護給付費等単位数表第６の15の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

十九　介護給付費等単位数表第７の９の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ　当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者（現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。）を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ　算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十　介護給付費等単位数表第７の13の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十一　介護給付費等単位数表第７の14の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

二十二　介護給付費等単位数表第８の３の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

二十三　介護給付費等単位数表第８の４の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。